

# 訴 状

令和3年5月7日

東京地方裁判所 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木 村 雅 一



当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金1650万円

貼用印紙額 金7万1000円

## 目次

第1 請求の趣旨.....	2
第2 請求の原因.....	3
1 事実関係の概要.....	3
(1) 新型コロナウイルスの発見.....	3
(2) 新型コロナウイルスに関する被告の対応.....	3
(3) WHOによる発表.....	4

(4) 感染の拡大 .....	5
2 日本国における影響 .....	5
3 被告の不法行為 .....	7
(1) 通告義務 .....	7
(2) 通告義務違反 .....	7
(3) 小括 .....	8
4 原告らの損害（甲17：原告ら陳述書） .....	8
5 結論 .....	37
第3 主権免除の解釈について .....	38
1 主権免除に関する国内法の規定 .....	38
2 裁判権法第10条の適用 .....	39
3 本件不法行為の悪質性及び重大性の観点からの解釈 .....	40
第4 結語 .....	40

## 第1 請求の趣旨

1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及び訴状送達の日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え

2 訴訟費用は、被告の負担とする  
との判決及び仮執行宣言を求める。

## 第2 請求の原因

本件訴訟は、被告が、中華人民共和国湖北省武漢市にて発生が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、故意または重過失により世界保健機関（以下、「WHO」という。）及び全世界に対して情報を共有せず、もって全世界に新型コロナウイルスを拡散させ、同ウイルス感染症により世界中の人命及び身体、経済活動等に多大なる損害を与えるとともに、日本国内に居住する原告らに対しても、その営業活動や学習環境、さらには生活環境に著しい制限を課すなどし、経済的損害及び精神的な損害等を与えたことに対して賠償を求めるものである。

以下、請求の原因について詳述する。

### 1 事実関係の概要

#### (1) 新型コロナウイルスの発見

新型コロナウイルスは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の原因となるSARS関連コロナウイルスに属するコロナウイルスである。同ウイルスは、令和元年11月下旬～12月初旬ころにかけて中華人民共和国湖北省武漢市で最初の症例が確認された後、武漢市内から中国大陸に感染が拡がり、次第に全世界に拡大していったものである。（甲1<sup>1</sup>）

なお、中国疾病予防管理センター（CCDC）が令和2年1月29日に米国医学雑誌に発表した論文にて令和元年12月中旬以降「ヒトからヒトへの感染」が発生していたと報告されており、被告は、遅くとも12月中旬ころまでにはヒトからヒトへ感染する新型のコロナウイルスを認識していたものと考えられる。

#### (2) 新型コロナウイルスに関する被告の対応

被告は、同年12月31日、武漢市内にて原因不明の肺炎の事例についてWHO中国事務所へ報告した。この際、ヒトからヒトへの感染についてはまだ確認されていないと報告していた。（甲1）

なお、同年12月30日に、武漢市中心病院救急科主任の艾芬医師が、原因不明の肺炎患者のウイルス検査報告を医師のSNSチャットグループに投稿し、同院の眼科の李文亮医師は、患者からSARSコロナウイルスが検出された検査結果を見つけたため、同級生のWeChatグループで「華南海鮮市場で7人のSARS感染者が確認された」と発信し、「コロナウイルスの感染が確認され、どのタイプかまだ調査中」と補足したが、被告は、同日未明に李医師を呼び出し、インターネット上でデマを流したと

---

<sup>1</sup> <https://www.bbc.com/news/world-52573137>

して「自己批判文」への署名を強要するとともに、艾芬医師に対しては勤務先の病院経由で「パニックを避けるため、情報を外部に公表してはならない」と通知し、その後、病院幹部に「デマを流した」と責めさせ、今後は一切口外しないよう厳命した。また、同年1月3日、武漢市公安局は、「社会秩序を混乱させた」「デマ伝播者」の一人として李文亮に訓戒処分を下した。(甲1)

その後、被告は、WHOから追加の情報提供などを求められていたが、後述のとおり、令和2年1月5日時点においてもヒトからヒトへの感染の証拠はないと報告しており、また、同年1月11日及び12日には重篤な症例7件のうち6件は退院しており、また、治療中の症例41件がいずれも令和元年12月8日から令和2年1月3日までの発症であり、その後の新規症例はない旨報告した。(甲2<sup>2</sup>、甲3<sup>3</sup>)

また、中華人民共和国においては两会(人民代表大会、政治協商会議)と呼ばれる政治的な重要行事があるところ、令和2年1月6日から10日には武漢市两会が開催され、また、翌11日から17日には湖北省两会が開催されていたため、同期間中は感染者数等が発表されなかった。

その後、令和2年1月20日になって、中国・国家衛生健康委員会専門家の鍾南山グループ長が、広東省でヒトからヒトへの感染が確認されたと発表し、同月23日より武漢市の都市封鎖を実施した。

### (3) WHOによる発表

WHOは、被告からの情報提供に対し、令和2年1月1日にリスク評価のための追加情報を求め、その後、同年1月5日に武漢市内において原因不明の肺炎が発生したことを発表した。かかる発表では、同年1月3日時点で44例が報告されており、うち11例が重症、33例は安定した状態であり、全ての患者が武漢市内の医療機関に隔離されて治療を受けているとのことであり、また、重大なヒトからヒトへの感染の証拠はないとのことであった。(甲2)

また、同年1月11日及び12日、被告からWHOに寄せられた情報では、新型コロナウイルスに感染したと確定した症例が41例あり、このうち7人が重篤な病状であったが、他の重篤な基礎疾患をもった患者1人が死亡したものの残り6名は退院しており、また、上記41例はいずれも令和元年12月8日から1月2日までの発症であり、1月3日以降は新規の症例が見つかっていないとのことであった。(甲3)

その後、WHOは、1月23日には「国際的な公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC)と判断するには時期尚早と発表していたが、最終的に、1月31日に「国際的な公衆衛生上の緊急事態」(PHEIC)を宣言するに至った。

---

<sup>2</sup> <https://www.forth.go.jp/topics/20200107.html>

<sup>3</sup> <https://www.forth.go.jp/topics/202001201520.html>

#### (4) 感染の拡大

令和2年1月下旬時点では、主要なアウトブレイクは中国大陸に限定されていたが、その後、日本国を含む東アジア、並びに、欧州各国へと次々に感染が拡大し、同年3月7日には世界の感染者数が10万人を超えたと発表され、同月10日にはWHOがパンデミック（世界的流行）相当であるとの認識を示した。

その後も感染の爆発的拡大は続いており、新型コロナウイルスの最初の症例発生時から1年以上経過した令和3年3月時点においても、全世界で約1億2500万人の感染者が確認されている。死亡者数は約275万人にも上っており（甲4<sup>4</sup>、ジョンホプキンス大学 COVID-19 Map（甲5<sup>5</sup>））、人命というかけがえのない存在が、これほど多く失われたことは嘆かわしくもいたましい事実として真摯に受け止める必要がある。この数字は世界の1年間の死者数の5%に迫る数であり<sup>6</sup>（甲6）、このウイルスの危険性は今や誰もが認めるところである。

## 2 日本国における影響

日本国内では、令和2年1月5日のWHOの発表を受けて、翌6日に厚生労働省より初めてリリースが行われた。また、同月16日、厚生労働省より、日本国内において武漢市内に滞在歴のある肺炎患者に新型コロナウイルスの感染が確認された旨が発表され、さらには同月28日に日本人の初感染が発表され、同月30日にはヒトからヒトへの感染が認められることが発表された。

その後、同月31日、日本国政府は、WHOの「国際的な公衆衛生上の緊急事態」（PHEIC）を受けて、新型コロナウイルス感染症対策本部の第3回会合で中国湖北省の滞在歴のある外国人を2月1日から入国拒否とすると発表したが、その後も国内の感染者数は増加した。また、日本国政府は、同年2月16日に専門家会議の初会合を開き、同月25日に新型コロナウイルス対策の基本方針を取りまとめ、さらには、同月26日に全国的なイベント等の中止、延期または規模縮小を要請するとともに、翌27日に全国の小中学校、高等学校を臨時休業するよう要請した。

また、世界的な感染拡大等を受け、同年3月13日には新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が成立し、翌14日施行されるとともに、3月下旬から4月上旬にかけて国内の新規感染者数が高水準で推移したため、同年4月7日には東京都や大阪府、福岡県など7都道府県を対象として5月6日までの期間で緊急事態宣言が発出された。また、緊急事態宣言は、4月16日には対象を全国に拡大され、また、5月4日には同宣言の延長が

---

<sup>4</sup> <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/world-data/>

<sup>5</sup> <https://coronavirus.jhu.edu/map.html>

<sup>6</sup> 2019年の死者数：<https://jp.knoema.com/UNWPP2019/world-population-prospects-2019>

決定された。

さらに、令和2年12月下旬から令和3年1月上旬にかけ、国内の新規感染者数が急速に増加し、令和3年1月7日に再度、東京都や神奈川県、埼玉県など1都3県を対象とし、2月7日までを期間とする緊急事態宣言が発出され、同月13日には、大阪や兵庫、福岡などの7府県に対しても、同様の緊急事態宣言が発出されている。緊急事態宣言は順次解除されたものの、依然として低くない水準で感染者が発生している。

国内の感染者数は令和3年3月時点で約46万人であり、死亡者数は約8800人となっている。(厚生労働省ホームページ 甲7<sup>7</sup>、甲8<sup>8</sup>) 世界的に見ればこの数値は低く思われるが、人命の尊さはその多寡により決まるものではなく、これほどの死者数を記録してしまったことは日本という社会において極めて大きな損失をもたらしたものである。

経済的な面では、新型コロナウイルスの影響で国内の経済活動は大きく落ち込み、実質国内総生産は2020年4～6月期には前期比-8.3%と異例の低水準を記録した。その後回復の傾向は見られるものの、依然として例年より低い水準での推移に留まっている(甲9<sup>9</sup>)。また、徐々に低下していた完全失業者数はコロナウイルスの感染拡大により大きく増加し(甲10<sup>10</sup>)、有効求人倍率は大幅に減少する(甲11<sup>11</sup>)など経済・雇用に与えた影響は極めて甚大である。これに対し内閣府は現状を確認した上で施策を発表した(甲12)<sup>12</sup>が、その実現に向けての取り組みが進められている中途にある。

また新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、大規模なイベントは軒並み中止・延期となり、その数は2020年3-5月だけで1万5000件を超え(甲13)<sup>13</sup>、2020年4月22日時点で少なくとも8万1000件(甲14)<sup>14</sup>とのデータもある。その数は多すぎて総数を正確に割り出すことは不可能であるが、それだけの中止・延期に伴う人々の娯楽の消失による精神的損害は計り知れない。その最も大きな例が東京オリンピックである。無観客での開催となれば約2兆4133億円の経済的損失となるとの試算(甲15)<sup>15</sup>も算出されている。

最近になって新型コロナウイルスの変異株が発見されるようになったことに伴い、厚

---

<sup>7</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

<sup>8</sup> <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/>

<sup>9</sup> <https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/c12.html>

<sup>10</sup> <https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/c03.html>

<sup>11</sup> <https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/c07.html>

<sup>12</sup> [https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208\\_taisaku.pdf](https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/2020-2/20201208_taisaku.pdf)

<sup>13</sup> <https://www.dbj.jp/upload/docs/048571186191e967a93d897c35dd14d6.pdf>

<sup>14</sup> <https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4408/index.html>

<sup>15</sup> <https://www.news24.jp/articles/2021/01/31/06813550.html>

生労働省は「水際対策強化に係る新たな措置（甲16-1<sup>16</sup>、甲16-2<sup>17</sup>）」としてその感染拡大の予防策を発表した。

### 3 被告の不法行為

#### (1) 通告義務

国際保健規則（IHR）第6条第1項は、自国領域内にて事象（疾病の顕在化又は疾病を潜在させる事態の発生）を認識した場合につき、「各参加国は、附録第二の決定手続に従って、自国領域内で発生した事象をアセスメントしなければならない。各参加国は、公衆衛生上の情報をアセスメントした後二十四時間以内に、決定手続に従い自国領域内で発生した国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのあるすべての事象及びそれら事象に対して実施される一切の保健上の措置を、IHR国家連絡窓口を通じて、利用できる最も効率的な伝達手段により、WHOに通報しなければならない。」と規定し（抜粋）、また、同条第2項にて「通報後、参加国は引き続き、可能な限り、通報した事象に関して入手しうる正確かつ十分詳細な公衆衛生上の情報（症例の定義、検査結果、リスクの源泉並びに種類、症例並びに死者の数、疾病の拡大に関する状況、及び実施された保健上の措置を含む）を適宜 WHOに伝達するとともに、必要な場合には潜在的な国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態に対応するに際して直面した困難並びに必要な支援を報告しなければならない。」と規定しており、自国領域内にて疾病の顕在化又は疾病を潜在させる事態の発生を認識した場合にはその内容を公表し、可能な限り正確かつ十分詳細な公衆衛生上の情報を適時にWHOに伝達すべき義務がある。

また、同第7条は、「参加国は、その原因又は発生源にかかわらず、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を構成するおそれのある予期されない又は特異な公衆衛生上の事象が自国領域内で発生した証拠がある場合には、関連するすべての公衆衛生上の情報をWHOに提供しなければならない。この場合、第六条の規定が全面的に適用されるものとする。」と規定しており、第6条にあたらぬ場合であっても本条文により情報をWHOに提供する義務がある。

#### (2) 通告義務違反

被告は、上述のとおり、令和元年11月下旬から12月上旬ころに武漢市にて最初の症例が確認されており、遅くとも同月中旬ころまでにはヒトからヒトへの感染する新型コロナウイルスの発生を認識していたことは明らかである。

しかしながら、被告が初めてWHOに対して報告したのは、その後1か月を経過した

---

<sup>16</sup> [https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20201211.pdf)

<sup>17</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000766187.pdf>

12月31日のことであり、その内容もヒトからヒトへの感染が確認されていないとする不十分な報告内容であり、適時に十分な報告がなされたものと評価できるものでは到底ない。また、その後も、武漢市内及び中国領土内において感染が拡大し、当然のことながらその事態を把握していたにも関わらず、被告は、1月6日から17日までの間、新規感染者数等を発表せず、また、1月11日及び12日の報告では1月3日以降の新規感染者数はいない旨の報告をしているのであり、そこからさらに1か月弱が経過した1月20日ころになってようやくヒトからヒトへの感染が発生したことを発表するに至ったものである。

以上のような経過に鑑みれば、被告が、疾病の顕在化又は疾病を潜在させる事態を認識しながらもこれを公表せず、また、公表後も適時に正確かつ十分な情報を提供しなかったことは明らかであり、故意または重過失により上記の通報義務に違反したものであると断言するに十分な理由がある。

### (3) 小括

よって、被告には、故意または重過失により上記の通報義務に違反したことが認められ、かかる通報義務違反は、社会通念上、不法行為を構成するものである。



## 5 結論

よって、原告らそれぞれは、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償請求権として、上記原告らの損害額金10万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合による金員の支払いを求めため、本件訴訟を提起したものである。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大による被害に関する賠償請求は、アメリカやイギ

リス、インド、トルコなどの諸外国でも訴訟提起が行われているところであるが（甲18<sup>18</sup>）、被告はこれに応じない姿勢を取っており、新型コロナウイルスの感染拡大にかかる責任を認めてこれを省みる様子すらないのであり、その対応は極めて悪質であると言わざるをえない。さらに、WHOが新型コロナウイルスの発生源を調査するために、被告に湖北省武漢市での現地調査を求めたのに対し、被告は、長期間にわたり調査団による入国を拒み続けていた。結局、WHOの調査団による調査が開始されたのは、武漢市での都市閉鎖から1年以上経過した令和3年1月末であり、感染源を特定する手掛かりが減少していることは明らかであった。実際に、WHOの調査団による現地調査では、新型コロナウイルスの発生源について解明することはできておらず、加えて、起源をめぐる調査には今後数年を要するものと主張されている（甲19<sup>19</sup>）。新型コロナウイルスの発生源の解明に向けて、被告は非協力的な姿勢を取り続けてきており、このような被告の一連の態様は極めて不合理である。

### 第3 主権免除の解釈について

#### 1 主権免除に関する国内法の規定

我が国では、主権免除に関して、「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」（以下、「裁判権法」という。）にて次のとおり規定している。

すなわち、裁判権法では、第4条にて「外国等は、この法律の別段の定めがある場合を除き、裁判権（我が国の民事裁判権をいう。以下同じ。）から免除されるものとする。」と主権免除の原則を規定するとともに、その例外として第5条ないし第19条にて裁判手続について免除されない場合を規定している。

これは、従来、「国家及びその財産は、一般に外国の裁判権から免除される」という国際上の原則（いわゆる「主権免除の原則」）に従って、裁判権からの免除にほぼ例外を認めないという絶対的免除主義が国際的な主流であり、我が国においても同様の考え方が採られてきたものの、その後、国家による経済活動が活発化し、その活動範囲等が拡大したことに伴い、国家の私法的・商業的な行為については裁判権からの免除を認めないとする「制限免除主義」の考え方を採用する国が増加し、次第に主流となるとともに、我が国においても、平成18年に最高裁判所にて「外国国家は私法的ないし業務管理的な行為についても法廷地国の民事裁判権から免除される旨の国際慣習法はもはや存在しない」などとして制限免除主義の採用が明確化され（最高裁判所第二小法廷平成18年7月21日判決。）、また、平成19年1月に「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」に署名したことなどに伴い、裁判権法が制定されたものである。

---

<sup>18</sup> <https://www.sankeibiz.jp/macro/news/200518/mcb2005180500002-n1.htm>

<sup>19</sup> <https://www.tokyo-np.co.jp/article/85015>

## 2 裁判権法第10条の適用

裁判権法第10条では、「外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくは棄損が、当該外国等が責任を負うべきものと主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害又は損失の金銭によるてん補に関する裁判手続について、裁判権から免除されない」と規定されている。

本件で問題とする被告の不法行為は、被告が被告国内における新型コロナウイルスの発生についての発表やWHOに対する正確かつ十分な情報伝達を怠ったというものであり、その行為の性質上、日本国内で行われた行為と想定されず、結果としての原告らの損害が日本国内で生じたものと主張されているにすぎないことから、「当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ」とはいえず、「当該行為をした者が当該行為の時に日本国内に所在していた」ともいえないように思われる。

しかし、国際裁判管轄を規定する民事訴訟法3条の3第8号の「不法行為があった地」には、加害行為そのものが行われた地と、加害行為による結果が発生した地が含まれるものとされている<sup>20</sup>。このように不法行為地に結果発生地が含まれているのは、被害者の保護及び証拠の収集の便宜等に配慮し、裁判を適正・公平かつ能率的に行うためとされている<sup>21</sup>。すなわち、加害行為地だけでなく、結果発生地に証拠が集中して存在する場合もあり、そのような場合には結果発生地に裁判管轄を認めることが当事者の公平に資するのである。

国際裁判管轄は、日本の裁判所に基本的な裁判権があるかという問題であるのに対し、主権免除は、裁判所に国際管轄権があった場合に、被告が外国政府等であるという事情のもと、その被告に対して日本の裁判権を及ぼすことができるかという問題である。国際裁判管轄が認められることを前提として、被告が外国国家の場合に主権免除が認められるか否かが問題となるのであり、国際裁判管轄と主権免除は異なる意味を有する規定である。したがって、国際裁判管轄と主権免除を同様のものと解することはできない。

しかし、裁判権法10条の趣旨は、不法行為等が日本国内で行われた場合には、その裁判をするのに最も適しているのは我が国の裁判所であり被害者の司法的救済を図るためにあることと解されるどころ、これは証拠収集の便宜を図るという点及び被害者保護の点に重きを置いているものと考えられる。裁判権法10条の趣旨と国際裁判管轄を規定する民事訴訟法3条の3第8号の趣旨は主要な点で一致しているのであり、裁判権法10条の趣旨を最大限達成するために、民事訴訟法3条の3第8号と同様に裁判権法10条の不法行為地には、加害行為地だけでなく結果発生地も含むと解すべきである。

したがって、裁判権法10条の「当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ」には、

<sup>20</sup> 東京地裁昭和40年5月27日民集16巻5号923頁

<sup>21</sup> 東京地判昭和49年7月24日下民集25巻5＝8号639頁

加害行為そのものが日本国内で行われた場合だけでなく、加害行為による結果が日本国内で発生した場合も含むと考えるべきである。ただし、民事訴訟法3条の3第8号では、日本国内における結果の発生が通常予見できない場合にまで日本の裁判所の管轄権を認めることは、被告となる者にとって負担が大きすぎることから、そのような場合を排除している。本件において被告は、自国内での新型コロナウイルスの症例を認識しており、同ウイルスが他国に広がることを容易に予見し得たのであるから、被告に裁判権が及ぶとしても負担が大きすぎるものと評価することはできない。したがって、被告には裁判権法10条の適用により裁判権が及ぶものと解する。

### 3 本件不法行為の悪質性及び重大性の観点からの解釈

また、本件不法行為は故意または重過失によるもので、世界的にも人命や経済等に多大な影響を及ぼすものであるところ、かかる行為の悪質性及び重大性の観点からは、主権免除の対象とすべきではなく、民事裁判権が及ぶべきである。

すなわち、主権免除の原則は、慣習国際法に基づく概念であり、国家主権の平等と裁判管轄権原則との抵触の中で国家間の相互交流と相互の便宜供与によって相互の利益を高めるためになされた合意により構成されているものであるところ、外国国家の行為が有益な国家間関係の発展を阻害する場合、たとえば、その行為が悪質かつ重大である場合などには、もはや慣習国際法上の合意の対象外であるといえ、裁判管轄の範囲に含まれるものと解すべきである。

本件の事実経過からすれば、被告において、令和元年12月中旬ころまでにはヒトからヒトへ感染する新型コロナウイルスの発生及びその感染拡大を認識していたはずであるが、被告は故意または重過失によりこれを速やかに通報せず、また正確かつ十分な情報を提供していないのであり、その責任が重大であることは言うまでもない。それにもかかわらず、被告は、世界的な賠償請求に対して一切その責任を認めることなく、これに応じないとの姿勢を取っており、さらにWHOの調査団による調査も長期間にわたって拒否し続けていたのであり、この点からも被告の一連の対応及び姿勢の悪質性は顕著であると言うほかない。また、かかる被告の行為によって、全世界に多大なる影響を及ぼしたことは明らかであるというほかなく、その結果は重大である。

したがって、本件の被告の不法行為に関しては、その悪質性及び重大性の観点からは慣習国際法上の主権免除の適用を認めるべきではなく、その範囲外であり、民事裁判権が及ぶものと解釈すべきである。

## 第4 結語

以上の点から、原告らそれぞれは、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき金10万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年3分の割合によ

る遅延損害金を請求する。

以上

#### 付属書類

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本  | 1通  |
| 2 | 証拠説明書 | 各1通 |
| 3 | 甲号証   | 各1部 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1枚  |

#### 証拠方法

証拠説明書記載のとおり。